

岩手県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

令和3年2月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問リハビリテーション

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人明恵会	岩手郡岩手町大字五日市 第11地割79番地65	北上脳神経外科クリニック訪問リハビリ	岩手郡岩手町大字五日市 第11地割79番地65	令和2年12月31日

2 介護予防訪問リハビリテーション

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人明恵会	岩手郡岩手町大字五日市 第11地割79番地65	北上脳神経外科クリニック訪問リハビリ	岩手郡岩手町大字五日市 第11地割79番地65	令和2年12月31日